

春日部市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の215</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p><u>3</u> （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>（市長の給料の額の特例）</p> <p>2 市長の退職の日の属する月における給料月額は、第3条第1号の規定にかかわらず、785,600円とする。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p>

**第2条** 春日部市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第5条</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条</p>

<p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中附則第2項を削る改正規定及び附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする改正規定並びに第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成30年6月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。